

2025年5月8日
株式会社近鉄・都ホテルズ

公正取引委員会からの警告について

株式会社近鉄・都ホテルズ（代表取締役社長：大矢茂伸）は、2025年4月17日に公表しましたとおり、シェラトン都ホテル東京の客室の提供に関して、独占禁止法の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から調査を受け、全面的かつ真摯に当該調査に協力してまいりました。

本日（5月8日）、当社は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し同法第3条の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、公正取引委員会から、今後同様の行為を行わないよう警告を受けました。

なお、公正取引委員会による警告は、当社が独占禁止法に違反するおそれがある行為を行っていたことを認定するものであり、当社が独占禁止法に違反していたことを認定するものではありません。

当社としては、当該行為について、不当な取引制限を意図したものではなかったと認識しておりますが、公正取引委員会から警告が行われたことにつき、真摯に受け止めております。本件に関しまして、お客さまをはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社では再発防止に向けた取り組みを強化してまいります。具体的には、独占禁止法に関する教育を強化し、監査モニタリングを実施することで、独占禁止法に抵触し得る事象を未然に防ぐ体制を、これまで以上に整えてまいります。

当社は、企業行動規範において「お客様の立場に立ち、お客様が求める最高の商品とサービスを提供します。」と定めております。この精神を遵守し、日頃より都ホテルズ&リゾートをご愛顧いただいておりますお客様ならびに都プラス会員の皆様の信頼を得られる事業活動に尽力してまいります。

以上

問合せ先

株式会社近鉄・都ホテルズ 総務部（06-6774-7658）